

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について（修正通知）

標記の件について、令和3年3月31日付、総行安第23号にて通知を行いましたが、当該通知において下記のとおり告示年の表記に誤りがありましたので、修正の上、再通知します。  
なお、告示内容（率・金額等）に関する修正はありません。  
各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 修正内容 下表のとおり

(誤)	(正)
1 令和2年総務省告示第131号	1 令和3年総務省告示第131号
2 令和2年総務省告示第132号	2 令和3年総務省告示第132号
3 令和2年総務省告示第133号	3 令和3年総務省告示第133号
4 令和2年総務省告示第134号	4 令和3年総務省告示第134号
5 令和2年総務省告示第135号	5 令和3年総務省告示第135号
6 令和2年総務省告示第136号	6 令和3年総務省告示第136号

### 2 備考 参考までに、修正後の通知を添付いたします。

以上

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について（通知）

下記の6件の告示について、別添告示のとおり本日改正され、令和3年4月1日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 令和3年総務省告示第131号  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 令和3年総務省告示第132号  
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 令和3年総務省告示第133号  
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）
- 4 令和3年総務省告示第134号  
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 5 令和3年総務省告示第135号  
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）
- 6 令和3年総務省告示第136号  
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（平成31年総務省告示第165号）